

外務省の原子力関連予算 (補足説明)

平成14年8月6日
外 務 省

1. IAEAとの関係

国際原子力機関（IAEA）は、（１）平和的利用のための原子力の研究、開発及び実用化の奨励・援助、（２）核物質・関連施設等の軍事目的助長への利用防止（保障措置の実施）及び（３）安全上の基準の設定・採用、当該基準適用に向けた措置の実施をその任務とする。その活動は、NPT体制を核物質管理の側面から支えることにより今日の国際的核不拡散体制に不可欠な役割を果たしつつ、原子力の平和利用の推進するものとして極めて重要。したがって、IAEAの活動に対して積極的な役割を果たすことは、国際社会はもとより、我が国自身にとっても大きな意義がある。

なお、IAEA予算全体の８割強をしめる通常予算は過去10年以上実質ゼロ成長。我が国は、IAEAの予算審議では、名目ゼロ成長を主張しつつ事務局に対し一層の業務合理化と経費削減を求めてきており、近年一定の成果が見られる。他方、IAEAの保障措置関連業務は拡大する傾向にあり、核テロ対策等、新たな脅威に対する取組みにも資金的裏付けが必要となっているという事情もある。

また、現在、原子力安全担当事務次長を筆頭に22名の邦人職員がIAEAで勤務しているが、より一層の邦人職員派遣に向け我が国はIAEAに対し累次働きかけを行っている。

（１）原子力の平和利用促進

（イ）技術協力基金

技術協力基金事業（活動）は、IAEA加盟開発途上国の要請に基づき、原子力発電・研究炉、核燃料サイクル、放射性廃棄物、原子力物理学、原子力化学、原子力安全、並びに農業、健康、環境等における放射線及び放射性同位体利用の分野で、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れの形で技術援助を行っている。さらに、各種報告書の出版、各種会合の開催、データベースの整備等原子力の平和利用に関する情報交換の促進にも貢献している。

（ロ）原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）

アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関を通じて促進及び調整することを目的とする。

(2) 保障措置の強化

イラク・北朝鮮における核疑惑を契機として導入された、締約国の未申告の原子力活動を I A E A が検知する能力を高めるための「追加議定書」の締結促進は、I A E A の保障措置を強化するとの観点から極めて重要である。かかる重要性に鑑み、我が国は、99 年 12 月に「追加議定書」を締結し、一昨年の I A E A 総会にて、I A E A の追加議定書締結促進のための行動計画のとりまとめに指導的役割を果たした。現在、発効は 25 ヶ国にとどまっているところ、より多くの国々が「追加議定書」を受け入れることが重要との観点から、我が国は、アジア・太平洋諸国を対象とした普遍化促進セミナーを東京で開催（別添参考。）、また中央アジア、中南米及びアフリカでの追加議定書普遍化セミナー開催に協力するなど、「追加議定書」の普遍化に向けた取組みを積極的に推進。この取組みは、米国をはじめとする関係国からも高く評価されている。

また、本年 12 月には、これらの努力を総括するため、全世界規模の「追加議定書」普遍化のための国際会議を東京で開催する予定。

2. OECD・NEA との関係

経済協力開発協力機構（OECD）の下にある原子力機関（NEA）の目的は、参加国政府間の協力を促進することにより、安全かつ環境的にも受け入れられる経済的なエネルギー資源としての原子力の開発をより一層進めることである。原子力先進国間の協議の場として、大規模な原子力開発利用計画を有している国々との協力を通じて原子炉等の安全性研究・評価を実施するもの。NEA の下には参加国からの専門家により構成される 7 つの常設技術委員会が設けられており個々の課題について運営委員会を支援している。主な業務は、1) 原子力施設の安全、放射性廃棄物管理等に関連した各国の規制方針・運用の調和の促進、2) 全エネルギー供給における原子力の役割の評価のための、技術的・経済的側面からの検討、3) 科学的・技術的情報の交換の促進、4) 国際研究開発計画及び共同事業の設立。

我が国は、NEA の活動のための資金として、米国に次いで 2 位の分担金を負担していることに加え、専門家の派遣等を通じて常設委員会の議論等の NEA の活動に参画。また、人事面においては、事務次長を我が国より派遣している。

3. 原子力安全関連（チェルノブイリ石棺基金への拠出）

86 年 4 月に爆発事故を起こしたチェルノブイリ 4 号炉については、放射能の拡散を防止するため、事故直後の応急措置として、ソ連政府（当時）がコンクリート等で塞ぎ「石棺」化。この石棺の老朽化を踏まえた状態改善のため、97 年 6 月、G7 のイニシアティヴにより同炉の現石棺の補強及び新たな石棺建設を主な内容とするチェルノブイリ石棺計画が策定され、同年 12 月には、同計画実施のための「チェルノブイリ石棺基金」が欧州復興開発銀行（EBRD）に設立された。

我が国は、本件プロジェクトの国際的な原子力安全確保における重要性に鑑み、本件計画

の一環で、基金設立時に2,250万ドルの拠出を表明した。また、99年のケルン・サミットを受けて開催されたベルリンにおけるプレッジング会合において、更に2,250万ドルの拠出を第二次プレッジ分として表明した。チェルノブイリ石棺建設の意義については、ジェノバ・サミットにおいても、G7諸国の認識が確認されており、我が国としても、表明済の資金については、事業の進展を踏まえつつ適時に適切な支払を行っていくことが重要。

(了)

(別添)

平成13年6月18日
外務省大臣官房報道課

「アジア・太平洋地域における核不拡散強化のための国際会議
～追加議定書普遍化に向けて～」の開催について

「アジア・太平洋地域における核不拡散強化のための国際会議～追加議定書普遍化に向けて～」は、6月27日(水)、28日(木)の両日、東京(ホテルオークラ)において開催される。この会議は、わが国と国際原子力機関(IAEA)の共催で開催されるものである。この会議には、わが国を含むアジア・太平洋諸国、米、加、IAEAから核不拡散政策に携わる政策担当者が参加する。わが国からは、杉浦正健外務副大臣、小島敏男外務大臣政務官ほか出席し、阿部信泰在ウィーン国際機関日本政府代表部大使がコーディネーターとして議事進行にあたる。

この会議では、明石康日本予防外交センター会長(元国連事務次長)が基調演説を、核不拡散問題の権威であるローレンス・シャインマン米国モントレイ国際研究所核不拡散研究所長が招待講演を行うほか、パネル・ディスカッション等が行われる。

現在、IAEAによる保障措置(注1)の強化のために導入された追加議定書(注2)をより多くの国に締結させることが国際的な核不拡散上の急務となっている。この国際会議は、アジア・太平洋諸国を対象に、わが国をはじめとする追加議定書締結国が、同議定書受け入れに関する自らの経験等を説明することで、アジア・太平洋諸国による追加議定書締結の環境を整備し、国際的な核不拡散体制の実効性を高めることを目的としたものである。

(注1) IAEA保障措置

IAEAと各国との間の国際約束に基づいて行われる、平和利用を目的とした核物質が核兵器など平和目的以外に使われていないことをIAEAが確認する措置。具体的には、IAEAが原子力関連施設の査察等により、原子力事業者に対し、核物質の計量管理とその検査・確認等を行う措置をいう。

(注2) 追加議定書

イラクや北朝鮮の核疑惑を契機に1997年に導入された、IAEA保障措置の強化を目的とするIAEAと各国との間の二者間の国際約束。本追加議定書を締結した国では、IAEAは、未申告の施設や活動による核物質の兵器転用を検知するため、直前の通告による追加的な査察等、より広範な保障措置を行うことができる。これまでに55カ国が署名、うち19カ国(日本を含む)が締結している。